

主任介護支援専門員更新研修に関するQ&A（平成29年7月1日現在）

一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会
会長 垣内 達也

はじめに

平成28年度から始まる、主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新研修」という。）について、さまざまな方からお問い合わせをいただいているところであり、その中でも質問の多かったものについて、以下のようなQ&A集を作成いたしました。ご一読いただき、研修受講の一助としていただければ、幸いです。

※開催時期及び受講時期について

Q-1

主任更新研修はいつ頃から始まりますか？ また、年何回くらい開催される予定ですか？

A-1

平成28年度においては7月頃開始の予定です。期間は2か月程度（うち9日間の日程）、年4回程度計画しています。なお、本会のホームページを通じて、最新情報を公開していきますので、こまめにチェックしてください。

Q-2

主任介護支援専門員研修（以下、「主任研修」という。）の有効期間については、5年毎の更新になると聞いていますが、いつ頃から主任更新研修を受講できますか？

A-2

主任更新研修の受講対象者は、主任研修の修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者となっていますので、修了証明書の有効期限にご注意ください。なお、現在発行されている修了証明書については有効期間が記載されていないので、経過措置の対象とはなりません。平成26、27年度発行の修了証明については、研修修了日の5年後の前日までが、有効期間となります。

Q-3

主任研修の修了証明書の有効期間は5年と聞いていますが、現時点で5年以上経過した者はどうすればよいのでしょうか？

A-3

お尋ねの方を含め、以下に該当する方には、経過措置が設けられています。平成18年度から平成23年度までの主任研修の修了者については、平成31年3月31日までに主任更新研修を受講すれば可、平成24～26年度の修了者については平成32年3月31日までに受講すれば可となっています。

Q-4

主任更新研修を所定の期間内（経過措置の期間を含む）に受講するのを忘れてしまい、有効期間を過ぎてしまった場合どうなりますか？

A-4

このような場合、主任研修の修了証明書はその効力が消滅しますので、再度、「主任研修」を受講することになります。また、主任介護支援専門員の有効期間中に介護支援専門員証の有効期間が切れた場合も同等の取り扱いとなります。

※受講要件（研修企画、講師、ファシリテーター）について

Q-5

介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者とは、どのような研修に対するものでしょうか？ 事業所内での研修企画や講師でもよいのでしょうか？

A-5

研修企画については、以下の団体が実施する研修で、その団体の長の証明が必要です。以下実施団体「日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）、兵庫県介護支援専門員協会、兵庫県社会福祉研修所、地域包括支援センター及び行政機関（兵庫県以外の都道府県を含む）」

講師・ファシリテーターについては、以下の団体が実施する研修で、その団体の長の証明が必要です。以下実施団体「日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）、兵庫県介護支援専門員協会、兵庫県社会福祉研修所、地域包括支援センター及び行政機関（兵庫県以外の都道府県を含む）、前項と同等の機関で兵庫県以外の団体」

※受講要件（研修受講）について

Q-6

地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年6回以上参加した者とはどのような研修を指すのでしょうか、事業所内での研修等でもよいのでしょうか？

A-6

研修受講については、以下の団体が実施する研修で、その団体の長の証明が必要です。以下実施団体「兵庫県介護支援専門員協会、本会の地域支部及びエリア、日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）、兵庫県社会福祉研修所（介護支援専門員に関わる研修に限る）、地域包括支援センター及び行政機関、または前項と同等の機関で兵庫県以外の団体、本会が認めた機関」

Q-7

兵庫県介護支援専門員協会地域支部及びエリアでの研修については、どのような研修であっても対象となるのでしょうか？

A-7

地域支部及びエリアが実施する研修については、研修内容を確認する必要があるため、原則、本会が実施する単位認定制度への単位申請が必要です。単に、施設見学や新規施設紹介、行政説明会等は対象となりませんので、ご注意ください。

Q-8

年6回以上の研修受講について、毎年6回以上受講しなければならないのでしょうか？ また、1年間だけでよいのであれば、いつの時期に受講すればよいのでしょうか？

A-8

年6回以上の研修受講については、本来自己研鑽を積むということでは毎年の受講が望ましいですが、兵庫県においては、主任研修の有効期間5年間の内のどこかで、1年間（4月1日から翌年3月31日までの期間）に合計6回受講すれば可としています。主任更新研修受講の前年度に受けなければならないということはありません。

Q-9

年6回、1年間に6回とは、平成29年度に主任更新研修を受講しようとした場合、平成27年度6回、平成28年度0回でも大丈夫ですか？

A-9 **A-9**のとおり。

Q-10

研修受講の証明にはどのような内容が必要か？ 証明書の標準様式があればお示しください。

A-10

証明書には最低限以下の内容が含まれていれば可とします。内容については以下のとおり「氏名、介護支援専門員登録番号、研修実施日、研修名、実施団体」また、本会が証明を行う際の書式についてはホームページに順次アップしますので、ご確認ください。

※受講要件（気づきの事例検討会）について

Q-11

支部研修の内容として、気づきの事例検討会を6回実施した場合は、それで6回の受講要件を満たしますか？

A-11

A-7でお示したとおり、単位申請がなされており、支部において受講記録の管理がなされ、主催団体の長の証明があれば該当します。よって貴見のとおり、受講要件を満たすと考えられます。

Q-12

気づきの事例検討会の基礎研修（6回コース）を地域の主任介護支援専門員が講師となって実施し、受講した場合でも6回とみなしていいですか？

A-12

A-11に同じ。

Q-13

気づきの事例検討会に講師を（スーパーバイザー）を呼んで実施した場合や自主勉強会で講師を呼んで実施した場合は認められますか？

A-13

A-12でお示したとおり、研修内容の担保（単位認定制度への単位申請）と主催団体の長の証明が必要なことから、この場合該当しないと考えられる。

※受講要件（研究大会における演題発表等）について

Q-14

日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者とは、どのような内容か、日本ケアマネジメント学会のみですか？ また、演題発表については発表者だけが認められるのでしょうか？ 具体的な例を示してください？

A-14

研究大会の範囲については以下のとおりとする。「日本ケアマネジメント学会が主催する研究大会、日本介護支援専門員協会全国大会、近畿介護支援専門員研究大会、その他ブロック及び都道府県支部が主催する研

究大会)

Q-15

演題発表等の証明はどのようにすればよいのでしょうか？ 証明書が必要であればその内容を示してください。

A-15

演題発表等については証明書の提出は不要です。但し、以下の証拠書類を添付の上、自己申告書を提出する必要があります。証拠書類について以下のとおり「大会プログラムのコピー（発表した分科会等が記載されたもの）、発表演題の抄録のコピー（自己申告者の氏名が記載されているもの）」自己申告書の様式についても、順次ホームページにアップしていきますので、そちらをご覧ください。

Q-16

演題発表等については、大会当日の発表者以外は認められないのでしょうか？

A-16

演題発表等については、当日の発表者以外にも、共同研究者であって、発表演題の抄録の中に氏名が記載されている者も可とします。

※その他

Q-17

主任更新研修を受講すれば、介護支援専門員証の更新に必要な研修（例：専門研修Ⅱ、更新研修B等）の受講が免除されると聞いていますが、それは、どのような場合ですか？

A-17

介護支援専門員証の有効期間が満了するまでに、主任更新研修を受講した場合、貴見のとおり介護支援専門員証に係る更新研修が免除されます。但し、主任更新研修の修了日までに介護支援専門員証の有効期間満了日が到来する場合は、別に介護支援専門員証の更新に必要な研修を受講する必要があります。また、主任更新研修を受講した際には、介護支援専門員証の更新手続きが必要となります。更新手続きについては、兵庫県健康福祉部高齢社会局介護保険課計画調整班（Tel：078-341-7711（代）（内線3109・3110）及び兵庫県ホームページにてご確認ください。